

## 学生団体の課外活動の制限について

2022年6月29日更新

理事（学生・国際担当）

県内及び全国的な新型コロナウイルス感染者の動向に鑑み、課外活動の制限について6月29日（水）より次のとおり変更する。

なお、病院実習等がある医学部、歯学部、薬学部の学生、病院業務、臨床研究等がある医歯薬学総合研究科、TMGHの大学院生、乗船実習がある水産学部の学生ならびに乗船研究がある水産・環境科学総合研究科の大学院生、教育実習や実技指導がある教育学部の学生、教育学研究科の大学院生のサークル活動への参加については所属部局の指示に従い、不明な点については各部局の窓口にお問い合わせること。また、本学の学生団体に所属する学外者（他大学生等）は、本制限に加え、所属する組織の指示に従うこと。

### ◎今回の主な改正点

- 制限地域及び海外からの来訪者に関する制限を削除。
- 学外団体主催の大会・イベントに参加する場合、ワクチン接種・検査受検については、主催者の求めに従うこと。  
本学学生団体主催の場合は従前通り、ワクチン2回接種・未接種者の検査実施を条件とする。
- 学内施設利用時の健康状態確認シート提出は求めず、課外活動参加者チェック票の提出により確認する。

### （1）課外活動の制限について

- ・ 正規サークルメンバーのみでのについては、原則可能とする。
- ・ 学生団体内で複数の感染者が確認された際、感染拡大防止の観点から、一時的に当該団体の活動を停止する場合がある。また感染拡大の要因に悪質性（行動制限への違反等）が認められた場合には、ガイドライン<sup>(※)</sup>に基づき対応する。

(※) ガイドライン …… 問題行為により新型コロナウイルス感染拡大を招いた学生団体に対する活動の制限措置に関するガイドライン

### （2）原則禁止とすること

- ① いわゆる3密（密閉、密集、密接）となる活動は原則禁止。
- ② 海外での活動は禁止する。
- ③ 部員の体調管理を徹底し、部員自身やその家族等に発熱、風邪症状等の体調不良がある場合には、見学も含めサークル活動に参加させないこと。
- ④ 指導者に関しては、毎回、発熱等の体調不良がないか確認のうえ、マスク着用、咳エチケット、手洗いマナーを遵守のうえ指導を受けること。

- ⑤ 学外者との対面での活動（試合、イベント等）は申告のうえ実施すること。
- ⑥ 学外者が参加するイベントの開催は申告のうえ実施すること。
- ⑦ 宿泊を伴う活動は申告のうえ実施すること。**ただし宿泊はシングルルームなど個室に宿泊すること。**
- ⑧ 対面授業が実施されていない大学やサークル活動が禁止されている大学に所属する部員の参加は禁止する。

※ 上記に該当しない学外者については、正規サークルメンバーとして登録されている者に限り、健康管理等を学内者同様に行うことにより、学内者と同等に扱う。ただし、学外者の参加は他大学生のみに限定する（高校生、社会人等は不可）。

### （3）イベント開催・大会参加に関する事前申告

学外者との対面での合同練習・対外試合、学外者が参加する練習・イベント、宿泊を伴う活動を実施する場合は、参加者全員の健康状態確認シートを添えて事前申告のうえ、各誓約事項を遵守のうえ実施すること。

**学外団体が主催の大会・イベント等に参加する場合、ワクチン接種や PCR 検査・抗原検査の受検については主催者の求めに従うこと。**

本学学生団体主催の場合、本学からの参加者全員が新型コロナウイルスワクチン接種を2回終了していることを原則とし、未接種者が参加する場合は、開催の72時間以内にPCR検査または抗原検査により陰性を確認すること。

申告期限……開催（申込〆切）日の1週間前

なお、十分な感染防御対策が行われている環境下で行う学外者との対面での打合せ等については、申告不要とする。

### （4）活動の際に徹底すべきこと

サークル活動を行う場合は当該サークル主将または副主将など団体を代表する者の責任において、以下を徹底すること。

※ 学生団体内で感染者が確認された場合は、その活動状況等について学生支援課へ報告すること

- ① 学生の参加については、「学生の行動制限について」の遵守を前提とする。
- ② 部員が「リスク管理のために不参加」と決断できるように配慮すること。
- ③ 活動の際は、参加者の体調を健康状態確認シートにより確認すること。**なお、学内施設利用時においては「課外活動参加者チェック票」を提出すること。**
- ④ 活動の際は、各競技団体等が出している新型コロナウイルス感染症対策についてのガイドラインを遵守すること。

- ⑤ 発声・楽器の演奏を伴う活動については、「音楽演奏に関するソーシャルディスタンス指針」を遵守すること。なお、騒音の問題があるため、屋外での楽器演奏は禁止する。
- ⑥ 活動時を含めマスク着用、咳エチケット、手洗いマナーなど感染症防御に関わる指示を遵守すること。なお熱中症への対策から、密とならない状況ではマスクを外して構わないが、会話は厳に慎むこと。
- ⑦ 屋内施設を利用する際には、最低2ヵ所の窓等を開け換気すること。騒音等の問題により難しい場合は、30分に1回、5分以上の換気を行うこと。
- ⑧ 飲食については、「学生の行動制限について」を遵守すること。
- ⑨ 飲料ボトル、コップ、タオル等は共用しないこと。
- ⑩ 部室、更衣室、シャワー等の利用においては、換気を徹底のうえ、密にならないよう十分注意すること。
- ⑪ 学外施設（スポーツジム、その他運動施設等）を利用する際には、感染対策（施設の消毒、換気、3密対策）が実施されている施設を選択し、各自での感染対策にも十分注意すること。
- ⑫ 学外施設で活動する場合は、本ルールの厳守に加え各施設のルールを遵守すること。

※ これまでの通知発出歴

- ①2020年6月5日通知、②2020年6月25日更新、③2020年7月10日更新、④2020年7月15日更新、⑤2020年8月5日更新、⑥2020年10月7日更新、⑦2020年10月22日更新、⑧2020年12月9日更新、⑨2020年12月21日更新、⑩2020年12月25日更新、⑪2021年1月13日更新、⑫2021年2月9日更新、⑬2021年2月22日更新、⑭2021年3月4日更新、⑮2021年3月24日更新、⑯2021年3月31日更新、⑰2021年4月14日更新、⑱2021年4月19日更新、⑲2021年4月20日更新、⑳2021年4月27日更新、㉑2021年5月12日更新、㉒2021年6月1日更新、㉓2021年6月16日更新、㉔2021年6月23日更新、㉕2021年7月14日更新、㉖2021年8月3日更新、㉗2021年8月11日更新、㉘2021年8月20日更新、㉙2021年8月27日更新、㉚2021年9月14日更新、㉛2021年10月6日更新、㉜2022年1月11日更新、㉝2022年2月22日更新、㉞2022年3月9日更新、㉟2022年5月25日更新